

五月三日の会通信

12

駒場から……………2

徳島・山本さんを守る会から……………9

15. I. 1973

公開質問書

あなたがた、京都大学経済学部長ならびに教官協議会が、経済学部助手竹本信弘君の給与をストップしてから、すでに二カ月近くに なります。その間、わたしたちは、あなたがたによるこの措置を、研究者および大学の存立の根底にかかわる重大な問題性をはらむものと考え、あなたがたが、わたしたちを含む公開の集会の席において、この措置について公式に説明するとともに、論議の展開のなかでよりよい方途を共同で探求されるよう、あなたがたに要請いたしました。なぜならこの問題は、曖昧なまま見過されるべきものではなく、ひろく全学の、ひいては全国の研究者によって、正確に認識され、その認識の基礎にたつて公然と論議されるべきものであるからです。

しかしあなたがたは、この「問題の処理が大学自治の根幹にかかわる重大な問題」であることを認めながらも、わたしたちの要請した会見を拒否され、非公式に、竹本助手について「給与法上の欠勤の措置」をとるにいたったのは「長期にわたって竹本助手から経済

学部に対して何の連絡もなく、また、経済学部から同助手に対して連絡をとりえない事実にもとづいて」である、という説明を寄せられたにとどまりました。

この説明によつては、しかしわたしたちはまったく満足することができません。「長期にわたって」という「長期」の判断は、常識的判断であり、これをあなたがた自身の（二月に表明された）意志、「研究公務員の権利確保は学問の自由にとって必須のものであり、問題の影響するところを広く考えねばならない」という意志よりも優先させた理由は何かが、この説明では明らかではありません。ご承知のように、かれとの連絡が断たれていることは、かれの恣意によることではなく、もっぱら、政府・警察・検察およびこれに追随する報道の異常な行動、研究者の思想の弾圧を意図してのデマゴギーッシュな行動によるわけであり、この行動への一片の抗議もなく、原因を黙過しつつ結果だけを竹本助手の責任として問うことは、政府・警察・検察およびこれに追随する報道を実質的に援護することにひとしいでありましょう。

問題はこれのみにはとどまりません。かれが無届「欠勤」を認定されたことは、かれにかんして処分の議が起る形式的可能性をうみました。（もしそうなれば、戦前でさえ法制化されなかつた「欠勤

駒場から

拝啓

冷秋の候、ますますご清祥のことと、およろこび申し上げます。
今春の昏迷のなかから、三月二九日付の書簡を添えて「三・一〇暫定総括」をお送り申し上げましてから、その後、大学との関係につき、ご報告もせず、ご無沙汰に打過ぎ、大変失礼いたしました。

以後、東大裁判闘争と解放連続シンポジウムを進めながら、「一・一九暫定総括」および「三・一〇暫定総括」(注『プロジェクト』所載。相模原市すすきの町一〇〇 プロジェ事務局発行)へのご批判をあらためて三読四読し、この問題につき再考を重ねてまいりましたが、このたび、この冬学期(一九七二年後期)より、別紙のような二演習を開始し、科会、教授会にも出席することにいたしました。

この決定の理由につきましては、すつきりしない点を多々残しており、今後などが総括一再総括を試みてゆきたいと存じますが、さしあたり、左記の五点を、最小限のこととして、みずから確認しております。

記

(一) 一九六九年三月以降の授業再開拒否―授業拒否は、①「授業再

開阻止↓「正常化」阻止↓大学解体↓近代公教育体制の止揚」といったいわば、最大限綱領・的目標をも、②「処分権の発動にもなる「審査」および「陳述」の機会を逆手にとる第一次東大闘争の問題提起の「再争点化」という、最小限綱領・的目標をも、ともに達成しえず、むしろ、争点なき対峙」の状況をもたらした。

今年四月以降の、解放連続シンポジウム拡充―強化の試みも、この局面を打開しえず、さしあたり打開の可能性もない。三年半の授業拒否にもなる心身の疲労と生活不安から、この可能性のみをさらに追求しつづけることは、わたくしにとって力量にあまる。

(二) 他方、拒否戦術一般の、空洞化・傾向に抗する授業拒否の内実化―目標再設定の試みは、解放連続シンポジウムの試行と並び、第一次東大闘争における大学当局の措置の問題性、および(その背後にある)大学―知識人―教官―研究者の視座―精神―存在構造の問題性にかんする分析―論証として、主として裁判闘争を介して進捗し、実践的には「正常化」の正当化を一定程度阻止してきたが、この試みは、来春一月一七、一八、一九日の、東京地裁刑事第四部木梨法廷における―東大裁判―一番の最後に位置する―最終弁論において、いちおうの結果をとげる予定である。

(三) 右の「分析―論証」は、けっして、分析し論証するおのれ、を問わない第三者的批判ではなく、いわば、一大学―知識人―教官―研究者としてのわたくし自身の自己否定―自己対象化の試みであり、①それをとおして、また②この間の、教育諸闘争、公害諸闘争、マス・コミ闘争など、広く人民の諸闘争へのかかわりをおして、今後のわたくしに可能な役割りが、ようやくほの見え、とらえかえされてきた。

(四) それは、東京大学が現に存続し、年々、裁判官、弁護士、官公吏、

企業管理者、技術者、医師、教師、研究者など、種々の「専門家」

を養成しつつある現実の状況において、たえず(学内外の、とりわけ被抑圧者からの)告発を身に受け、人間の原点・にたちかえり近代公教育体制の止揚を教育領域における究極目標として堅持しつつ、対学生関係、対教官関係を中心とし、対出版社関係なども含む現実の諸関係を具体的に問いかえしながら、「専門職能意識」―

「専門家」である自己をサムシングとみなし、「非専門家」をサムシングとして差別する、根底的に倒錯した意識傾向―の実践的自己否定をめざし、学生、同僚教官とともに、相互批判を交えながら歩んでゆく、という方向である。教育面についていえば、教官として客観的には権力関係に包摂されつつも、そのなかで最大限それと闘い、同時に学生にたいしては、既成体制内の「立身出世」をめざすのではなく、そうした「上昇志向」と「専門職能意識」の実践的自己否定を重ねて、人民の諸闘争に結合してゆく変革主体への自己形成を促し、その現実的可能性をとくに模索してゆくことである。

(五) そのような方向への第一歩として、解放連続シンポジウムの拡充―強化とともに、演習―来年度からは講義―を開始し、科会、教授会にも出席する。

右は、演習開始にあたっての、文字どおり最小限の自己確認であり、この間の総括の骨格にすぎません。その内容と根拠の詳細、ならびに「一・一九暫定総括」、「三・一〇暫定総括」への自己批判につきましましては、来春の最終弁論のうちに、文書にとりまとしてご報告申し上げたいと存じます(そのうちの一部は、「学園闘争以後の知識人状況に寄せて―「専門職能意識」と中央公論社闘争」、

「展望」一二月号所収、に記しております)。

長らくのご無沙汰をお詫びし、今後とも、ご助言、ご批判のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

朝晩や、冷気を感じます。今日今頃、くれぐれもご自愛のほど、お祈り申し上げます。

敬具

一〇月三十一日

浅野利昭 様

折原 浩

全学一般教育ゼミナール

「主張すること」と「立証すること」

公判傍聴、公判調書、ビラ、文献その他の資料により、第一次東大闘争(一九六八―六九)の事実経過を再現し、そこで提起されていた諸問題を掘り起す。

学生闘争主体の側にあるそうした問題のひとつとして、「主張すること」と「立証すること」との精神態度上のギャップならびにその克服という問題がある。

教官―研究者の問題としては、たとえば「専門職能意識」の問題(折原「学園闘争以後の知識人状況に寄せて―「専門職能意識」と中央公論社闘争」、「展望」一二月号所収、参照)がある。

- 一、安田Bグループ 刑事第四部（木梨）
 - 一〇月三十一日（火） P M 一時一五分～五時
 - 十一月 六日（月） " " " "
 - 十一月 七日（火） " " " "
 - 十一月 十七日（金） " " " "
 - 十一月 三〇日（木） " " " "
 - 十二月 二日（火） " " " "
 - 十二月 三日（水）予備 " " " "
 - 十二月 二日（金） " " " "
 - 一月 一七日（水） A M 一時～ P M 五時
 - 一月 一八日（木） " " " "
 - 一月 一九日（金） " " " "
- 二、文学部闘争 刑事第一三部（西村）
 - 一月 九日（木） P M 一時一五分～五時
 - 二月 七日（木） A M 一時～一二時 藤堂特別弁護士 冒頭陳述
 - 二月 一八日（月） P M 一時～四時
- 三、山本義隆公判 刑事第一三部（西村）
 - 一月 一八日（土） A M 一時～一二時 鈴木優一証人尋問
 - 二月 一四日（木） P M 一時一五分～五時
- 四、渡辺元彦公判 刑事第一七部の二（和田）
 - 一月 二九日（水） A M 一時～一二時

検察側—論告求刑

弁護側

最終弁論

被告人質問

- 一、東大全共闘編「岩の上にわれらの世界を」、亜紀書房、一九六九年刊。
- 二、東大闘争討論資料集刊行会編「東大解体の論理」、日本評論社、一九六九年刊。
- 三、井上清「東大闘争——その事実と論理」、現代評論社、一九六九年刊。
- 四、東大全共闘・駒場共闘編「屈辱の埋葬」、亜紀書房、一九七〇年刊。
- 五、東大全共闘編「果てしなき進撃」、三一書房、一九六九年刊。
- 六、東大全共闘・経院闘委「炎で描く変革の論理」、自由国民社、一九六九年刊。
- 七、青医連中央書記局編「青医連運動」、日本評論社、一九六九年刊。
- 八、東大農学部林学科集刊行会編「身分世界への挽歌」、亜紀書房、一九六九年刊。
- 九、安藤紀典「大学革命の原理」、合同出版、一九六九年刊。
- 一〇、山本義隆「知性の反乱」、前衛社、一九六九年刊。
- 二、柏崎千枝子「太陽と嵐と自由を」、ノーベル書房、一九六九年刊。
- 三、全学連中央執行委員会編「勝利へのスタラム」、新日本出版社、一九六九年刊。
- 三、東大全学院協・東大闘争記録刊行委編「東大変革への闘い」、労働旬報社、一九六九年刊。
- 四、加藤一郎「七学部代表団との確認書」の解説」、東大出版会、一九六九年刊。

- 一九六九年刊。
- 一五、東京大学弘報委員会「資料 一九六八・二〇→一九六九・三」、東大出版会、一九六九年刊。
- 一六、大学改革準備調査会「第一次報告書」、東大出版会、一九六九年刊。
- 一七、東京大学新聞研究所・東大紛争文書研究会編「東大紛争の記録」、日本評論社、一九六九年刊。
- 一八、大河内一男「私の大学論」、東大出版会、一九六八年刊。
- 一九、西村秀夫「教育をたずねて——東大闘争のなかで」、筑摩書房、一九七〇年刊。
- 二〇、折原浩「大学の頽廃の淵にて」、筑摩書房、一九六九年刊。
- 二一、「人間の復権を求めて」、中央公論社、一九七一年刊。
- 二二、内藤国夫「東大紛争」、文芸春秋社、一九六九年刊。
- 二三、園田隆也「東大医学部」、徳間書店、一九六九年刊。

全学一般教育セミナー

エートス論 (1)

- ① マックス・ウェーバーの諸論文により「エートス問題」の所在につき、理論的照準を定めつつ
- ② 歴史上の諸変革を担った人間主体の事例研究、ならびに

③ 任意参加の「実習」をおこない、
 △ 持続的変革主体の形成条件を探っていく。
 ① について
 なぜいま「エートス問題」を問うのか、なぜウェーバーなのか。
 一九六八～一九六九年、第一次全国学園闘争の問題提起
 その深化、たとえば花崎卓平氏の「わかれがなげたたか
 うのか。言葉は、つねに事柄によりそうとはかぎらない。真実は、
 われわれは、自分自身がどうしてもゆるせないと思うときに、たたかいはじめ
 るのではないだろうか。それは、みかけでは他人の不幸や苦しみであ
 るかもしれない。しかし、自分がたたかおうと思ふとき、それはす
 べからず他人事ではなく、自分の事になっているのだ。すくなくとも
 そう自覚して事に接すべきだろう。だから、われわれのたたかいは、原
 点は、かならずしも合理的に説明できるものとはかぎらない。また、
 おなじものを読み、おなじような経験をしたものが、おなじようにた
 たかうようになるかといえは、かならずしもそうとはかぎらない。し
 かし、たたかいははじめたもの、そして逆境にあってもやめないものた
 ちのあいだには、なにか共通な意識のあり方がかたちづくられるよう
 である。それは、いちど味わったらわすれることのできない甘美な味
 をもつ解放感を中核にもつ、平等で心の安らぐ生活感情であり、連帯
 の意識である。もちろん、いろんなゆがみがたたかうものたちをおそ
 うことがある。いまのきびしい状況のなかで、そうしたものににおかさ
 れないほうがふしぎだといえよう。それに革命へ向けてたたかいつづ
 けようとするものたちにとっては、おそらく安心立命ということとはな

く、天真らんまんにもうこれでたたかいはおわつたと、くつろぐときはないだろう。たたかいはたたらすすべての傷やゆがみを身に負いなから、たたかいつづけることになかにか、享受すべきものはないであろう。それだからこそ、たたかろものたちには、ある共通な意識、ある共通な倫理的態度がうまれる。それは、これこそ真に生きるにあたいする生き方だという確信と自信からうまれるものであろう。そういう、自己の生活と闘争の拠点が、自己の内面において再生産されつつたたかわれるたたかいが、もつとも永続的な、屈服することのないたたかいいえるであろう。」

（「人民の「道理」とはなにか——ウェーバーのエートス概念にふれながら」、「情況」 七一年七月号、頁三一—三二。「力と理性」、現代評論社、一九七二年刊、頁二二—二三三。傍線は引用者）

(2) 滝沢克己氏のばあい——「……私たちの先ず第一になすべきことは、左顧右眄することなく、一個の大学人として、単純に一人の人間として、彼ら（学生たち）の突き出している問いをまともに受けとめること、その難問の真実の答えを発見し、身をもって実現するため、彼らとともに全力を尽くすことこのほかにはなにか」となりましよう。

私たちは各専門の研究の多忙を理由として、この共同の努力を回避することを許されません。いわゆる「学生対策」としてそれが必要だというのではありません。むしろただ、私たちがまた、学生と同じ総合大学の一人、実存の一人の人として、そもそも何に基づいて生きかつ学ぶかという、一つの共通の問題をよそにして、「教師」たることはもとより各専門の学究たることもまた、

自由な意志」によって成ったことではない。私の成立にかんして私はまったく何らの決定権をもたない。この点にかんするかぎり私はそこに置かれてある石塊とすこしの異なるところもない一個の物にすぎない。私の「主体性」は、全然主体ではない。一個の物の主体にすぎない。この私はいわば、絶対に私ではない真実の主体によって、この世界のただなかに呼び起され、招き入れられてその本来の分にふさわしく十分によく見、働き、かつ考えるように促されているひとりの客にすぎない。主はけつして客ではなく客はけつして主ではない。のみならず、この主客の順序は絶対に逆にできない。しかも、この絶対に不可逆的な区別はすなわち永遠に分つべからざる統一である。この主は一瞬もその客を離れない。この客は、かれがそのことを認めると否にかかわらず、事実をけつして、この主をはなれて自己自身としてあること、はたらくことはできない。かれがかれとして成り立つ処、そこはすでに、絶対にそれに先立って主の在ます処、かれのあらゆるはたらくに先立ってかくれたる主の支配したもう場所である。私がそれの主である「私自身」などというものはどこにもない。私は絶対に私でない真実の主体に、無条件に従属する客体として、始めてこの私という主体であるにすぎない。そうしてそれで、私は十分すぎるほど十分なのだ。私の人としての自由はそれによって狭められるどころか、ただそこにだけ、絶対に揺がない基礎と、失われることのない目標と、怠けたり焦ったりすることをまったく不可能、かつ必要ならしめる真実の原動力をもつのである。」

（「現代の事としての宗教」、法蔵館、一九六九年刊、頁七三—七四） その滝沢氏のウェーバー批判——「人間の「主体性」（自

事実不可能だからです。この一つの根もとにかかわる問いに本当に答えることはおろか、突きつめてそれを問うことさえなしに、私の研究業績、私の知識の所有をただ馬車馬のように追い求めてきた、その必然の結果が、私たちの学問の蝸壺化と畸形的繁殖、講座や学部や大学の間、大学と社会の厚い壁と閉鎖——まさに学生たちの言う「競争と対立」、自己内外の「分裂と抑圧」の極に達した現状にほかならないからであります。」（「私の大学闘争」、三一書房、一九七二年刊、頁五七）では、その「一つの根もと」とはなにか——「真に人間の主体的な人間の生は、人間の主体性がただ単純に無である処、人間の自由・自主的決定が絶対に拒否されている根源的決定に基づいてのみ可能である。しかし、そこでは、またそこからは、自己内外の状況の如何にかかわらず、人の人としての充実した生はかならず、私たち各自にとって可能である。私の主体性が完全に閉じられている、ただその一点をおしてのみ、真に主体的な私の生は開かれることができる。行動にせよ、言葉にせよ、真に人間の力は、ただ人間が全然無力であるその原点到秘められている真実の創造力の、がららい「宇宙の微塵」にすぎぬ人間における反映としてのみ、この宇宙のただなかに実現して行くことができる。人生・歴史の根底に宿るかの道理に盲い、すべての人に本来自然なこの謙虚さを欠くところに、「中教審」のいわゆる「開かれた大学」のまやかし、これに対して「大学の自治」を威丈高に強調する「国大協」の、救いがたい低俗さ、滑稽さがあるのだといわなくてはならない。」（「人間の「原点」とは何か」三一書房、一九七〇年刊、頁一八九）「……この私はいかに「他の何ものにも拘束されない」「自由な主体」だといっても、私が「自由な主体」として事実存在するというそのこと自体は、けつして私の「

己）そのものの」の完全な、絶対に無を言わさぬ、消滅点即発起点がかれ自身の脚下に実在することを、マックス・ウェーバーは知らなかつた。したがってまた、人間の「罪そのもの」の戦慄すべき恐ろしさも、またそれが象徴的には何ら恐るるに足りないことも、ほんとうには知らなかつた。この一点においてかれは依然、「近代」の枠を出でない「ヨーロッパ文化世界の子」であつた。」（「私の大学闘争」、頁一六一）はたしてそうか。ウェーバーが、それを知らないにもかかわらず、いっさいの形而上学を斥けた、即事態的な歴史—社会学研究が、滝沢氏の写し出される「人生・歴史の根底に宿るロゴス」を、やはり写し出しているとすれば、それは、そのロゴスの遍在を示す具体的な——われわれにとつてわかりやすい——証しとならう。

以上のような問題意識にもとづいて、まず「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」上下（岩波文庫）をとりあげる。内容構成その他については、別紙「解説の手引き」参照。

② について

題材その他は、セミナリステン諸君の自由な自発的選択に期待する。たとえば、W・ヒントン、加藤祐三他訳「翻身——ある中国農村の革命の記録」（平凡社、一九七二年刊）を資料に、数千年の封建的圧迫と搾取をくつがえす農民のエートスを写し出すことなど。分析の手法については、折原浩「人間の復権を求めて」、中央公論社、一九七一年刊、図書館にあり、第七、十一章などを参照。

③ について

クタイしめて現出するから暗黒も深かまるというものです。「何事がおこっても何事もおこらない」筈の人々の間に「入室管理体制」を貫徹しようとする当局者と二人の出会いが拡大し、浸透していきます。そして彼等を「作者を採す無数の登場人物」と化していく過程もまた死にきれない幻想のなだらうか。

徳大教官処分をめぐる評議会→人事院→地方裁判所→……

△▽へと空間を移しながら△永統審査▽は続いているわけですが此処に人事院が審査請求を却下するまでの資料を綴りました。昭和四六年六月三〇日以来の徳大評議会との出会い及び十二月十五日以来の人事院との出会いについてはすでに発行した「愚者の呵呵」にありますから参考して下さい。浜本消滅処分の消取訴訟は「裁判資料1-3」を見て下さい。高松法務局の手になる徳大当局との△紙くづ▽合戦が集録してあります。

「入室管理体制」について知りたい方は火曜と水曜、徳大医・臨床1及び基礎1講堂での△純生▽資料を！

資料1

〔四七年四月三〇日付 人事院総裁宛の山本さんの内容証明書簡〕

資料2

〔四七年五月八日付の 公平1-278文書〕

資料3

〔四七年五月二七日付 人事院総裁宛の山本さんの手紙〕

資料4
〔四七年七月一三日付の 公平1-543文書〕

資料5

〔四七年八月九日付 人事院公平局首席審理官宛 山本さんの手紙〕

資料6

四七年九月一九日付「審査請求の却下について」と題する 公平1-755文書

資料7

邪魔素充世の審査請求却下に対する異議申立について

(受付中)
人事院総裁 ① 印
人事院事務総長 ジュ 印
人事院事務総局公平局 シュ 印
首席審理官

邪魔素が去年からわめき立てていた審査請求、本日却下してやった。

一件落着。すーっとした。アハハのへ。去年十二月十六日申立てから今年九月十九日まで、九ヶ月ぶり、まあ、難産だったが、月足らずの未熟児ってどこか。当分酸素吸入して瓶の中で育てなければならぬまいが、せいで抱き抱きして可愛がってやって下さい。アハハ……。見たか！

全国の「造反教師」共、革命面してイイ気になったって人事院はアノ手コノ手、奥ノ手があるんだゾ。今回は特にやりやすかった。邪魔素が「

処分説明書」が入手出来ないように徳大当局も気をくばっていたのだナ。しかし人事院の知ったことか、こちらには「規則」って楯があるワ、奴さん「無いものは出せん」と悲鳴上げていたよ、アハハのへ。文句ある奴とか、幸いにも処分されそうで、次に人事院の口頭審理場で日の丸弁当食べたい人は、霞ヶ関まで「異議」申立ててネ、待ってるぜ。

資料8

四七年十月十三日付「審査請求却下処分取消停職処分取消賃金支払請求訴訟」の訴状

(編集者註……公判期日は、四八年一月十六日午後三時三〇分、徳島地裁です。)

資料9

△紙クズ▽発送にあたって

発行 山本さんを守る会



・去年十二月十五日人事院に対して審査請求が申立てられていた山本さんの「懲戒処分」案件は本年九月十九日却下されました。「却下」理由は「処分説明書の提出を求めたが、それに従わない」というものです。これに対して山本さんは①十一月四日徳大が「郵便局に保管中の処分説明書を取りにけ」というのは「交付」ではな

いし、取りに行く必要はない。②十二月十六日受領調争の際、徳大が山本に渡したと云っている「写し」は、山本が受取ったのではなく、共闘した学生△△私▽が、郵便局から返送されてきたと称する山本宛の親展書がすでに開封されていたために、信書開封の被疑で押収したものであり、これが「本物」の「写し」であるかどうか、(「本物」が現在徳大本部人事課にある以上)判定できない、として人事院に異議申立てしています。しかし異議は聞かれないだろうから、このままだけ「処分」の審理はひらかれず、永遠の暗闇に消されてしまいます。是非、霞ヶ関一丁目二番地人事院総裁あて抗議していただきたく思います。(「……呵呵」参照)

・浜本さんの消滅処分取消請求訴訟をめぐる△法廷▽と、医学部専△△薬理学▽講義の△授業▽の空間と、深い関係性があり、△紙クズ▽を△情況▽にかえるのはあなたの想像力によらねばなりません。

・現在徳島では(交番)△(モロトフ・カクテル)▽△△が出現、大学内緊張と重なって△△トローラの戦車が花々をふみしだいていきます。

△法廷▽△△大学▽△△交番▽とモッレコンダ情況の中で△△は苦惱する。(カンバ送先)ふりかえ△△徳島二〇七二四!

(編集者註……浜本さんについて徳大新聞四七年四月一〇日号は次のように伝えている。

「浜本多恵子——医学研究科大学院生。彼女は昨年の春(S四六・三月)大学院四年次を経て更に研究継続を行うべく「在学延長願」を提出し一年の継続を認められた。本年春、更に一年の継続を行うおとしたところ以下の経過を経て三月三十日、不許可処分△△院生資格消滅通告を受け取るに至った。……」

どのような経過を経て不許可になったのか、それが何故へ処分なのか、また山本さんのへ処分を粉砕闘争とどのように関わることについて詳細を知りたい方は左記へお問い合わせ下さい。

徳島市常三島町徳大工学部機械工学科

長谷川正治

資料1

人事院総裁殿 昭和四七年四月三〇日

東京都千代田区霞ヶ関2-1-12 徳島市南蔵本町2-9-15

加藤方

山本光代

人事院の行政不作為について

(対昭和四六年十二月十五日付審査請求書)

昭和四六年十一月一日発令の徳島大学学長北村義男氏による、私同学医学部教官助手山本光代に対する停職六月の懲戒処分は法規を無視した出鱈目な評議会審査による一方的且強圧的な根拠不明の意図的政治処分である。この処分に対して私はこれら一切のことを公開の場において明らかにすべく昭和四六年十二月十五日人事院に審査請求した。しかるに人事院はすでにそれから一三七日を経過した本日昭和四七年四月三〇日に至るも、私の請求を受理したのか否かの返答さえよさない。これは明らかに人事院の単なる業務怠慢などではなく、徳島大学の不正且違法な処分をまさに正当なりと追認するものである。今や人事院は公明正大にして中立、公平であ

るべき自己の精神を自ら深く踏みにしり、労働者の救済機関と称しながらも一人の労働者を生活窮乏に放置し、思想弾圧を補完するという政治的且国家的犯罪をおかしつゝある。本件事案はすでに審査請求書においてのべた如く当然にも受理すべき緊急案件である以上、一日も早く実質審査へ入るべく努力することが人事院の責務なのである。

1 a、昭和四六年十二月十六日付の私の審査請求は一体どうなっているのか？

b、受理したのか、却下したのか、いまだにはっきりしないのはどういふつもりなのか？

c、本日四月三〇日をもって請求以来一三七日を経過したことを知っているのか？

2 a、昭和四七年一月十九日付人事院からの一月二十九日メ切の不備補正命令に対し私は同年一月二十五日事務総長あて返答し不備補正した。私の補正はどのように取扱われたのか？

b、メ切り日一月二十九日からすでに九二日を経過するもいまだに返答がないのはどういふわけなのか？

3 a、昭和四七年三月十八日私は総裁あて書留便にてこの間の人事院のへ沈黙に対して回答するよう五項目を書き送ったがその書留便はどのように取扱われたのか？

b、回答要求以来四三日を経過しているのにいまだに回答しないのはどういふつもりなのか？

c、回答する意志はあるのか？

以上三項目にわたりきたる五月一〇日までに回答なき場合は本件はすでに受理されているものと判断し、なお一月二五日不備補正完了後九六日もの間何らの行政措置も行わなかった人事院の行政不作為を行政事件訴訟法に基づき提訴する決意あることをここに表明する。

この郵便物は昭和四七年五月五日 〇〇〇〇号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明
します

徳島郵便局長

資料2

公平1278

昭和四七年五月八日

山本光代 殿

人事院事務総局

審査請求書の不備補正について

あなたの昭和四六年十二月十五日付審査請求書について、昭和四七年一月十九日付で別紙写しのような不備補正方を通知したところあなたからすでに二通の書面の提出を受けましたが、その記載内容は、いずれも当院の要求の趣旨に添ったものとは認められませんが、また、あなたの書面によれば、徳島大学はあなたに対して処分説明書の交付を行っていないということですが、当院の調査によ

るよう要求するものである。

一 処分説明書の写し二通を提出すること。
二 処分説明書中の「処分の理由」に対応する不服の理由を具体的に記載した書面正副二通(記名押印のこと。)を提出すること。

以上

資料3

人事院総裁殿 昭和四七年五月二七日

審査請求書の不備について(公平278)受取りましたが、私はこの一枚半の和文タイプ文書中以下の点については理解することができま

しめ切り日に近くなってきました。私は人事院がみずからの行政不作為(すでにその内容は四月三〇日付で指摘している)と私の徳島大学からの不当処分を受けている苦境及び徳島大学が処分説明書をへ交付しない事実をかえりみずに、一方的に人事院規則を権によって聯権行使して、私への大学当局からの不当処分に対し救済どころか処分説明書添付に固執して新たに処分案件却下を發動しようとしている現実を激しく怒りを感じる次第です。私にとってはつきりしていることは以下の二点です。

Ⅰ もし人事院が、私がへ受領しようとしただけ、と云うなら昭和四十六年十二月十六日徳島大学本部庁舎においてへ私Vが遭遇した事実に関して、貴院の調査はどのようなデータを得たのか? へ私Vの受けた立入禁止処分や人事課のへ受領Vについての不明瞭な態度は、当日へ私Vが処分説明書を受領できなかったことからはつきりしているではないか。従って貴院の調査には欠陥があると思われるので再調査すること。

Ⅱ 下記求釈明中の疑点を伏せておくならば、私には「人事院は、徳島大学は処分説明書をへ交付Vする用意があるから私にただちにへ受領Vせよと本文で云っている」と解釈せざるをえません。従って私は次の二点を人事院を通して大学に要請致しますので大学に通告下さるよう要請します。

(イ) 現在へ交付Vの用意がある以上、交付日をすでに昭和四十六年十一月四日と決定したと通知してきた(昭和四十六年十一月十一日)ことを徳島大学は取り消すこと。

(ロ) へ私Vが昭和四十六年十二月十六日処分説明書をへ受領Vしようとしたのに対し大学長が本部庁舎中立入禁止処分をし、徳島県警

職員の出勤協力によってへ私Vのへ受領Vをはばんだことを全徳島大学に謝罪すること。

以上の二点につき貴院がただちに着手されるよう要請するとともに、以下の公平278に関する私の疑点十三項目に御回答下さるよう要請します。

求釈明(公平278 昭和四十七年五月八日付について)

1 一枚目、本文上から二行目「…昭和四十七年一月一九日付で別添写しのように：通知したところ」とありますが、「別添写し」とはなにか? 五月八日付書留便にも一月一九日付書留便にも落手したときに「別添写し」と見られるものは発見できませんでした。

2 一枚目、本文上から三行目「…すでに二通の書面の提出：本院の要求の趣旨に添ったものとは認められません」とあるが

① 二通の書面とは具体的にどのような書面をさしているのか?

② その書面は貴院ではどのような取扱いを受けたのか?

③ どうして、その書面は貴院の要求の趣旨に添っていないのか。法的根拠、理由、具体的に書面の箇所を指摘して説明せよ。

3 一枚目、本文上から七行目「処分説明書の交付を行っていないということですが、当院の調査によれば：」のへ私Vの文法上の働き機能について説明してください。この書面の奇怪さはこのへ私Vに部分的に由来していると判断される節があります。

4 一枚目、本文上から七行目「…当院の調査：」とありますが、

① どのような調査を行なったのか、具体的方法、月、日、調査員氏名、調査方法等々具体的に示して下さい。

② その結果得たデータとデータの処理方法、結果の考察について具体的に示して下さい。

私が徳島大学で遭遇している幾多の奇怪な事実と調査結果は

一致していません。調査は常により科学的でありその結果が公開されるべきものであることは、何人も認めるところであり、且、へ私Vのような不当極まる侵害が個人に大学から被さっている以上、それに関するすべては明らかとされねばなりません。

5 一枚目、本文上から八行目「…処分説明書を郵送し、また手交しようとしたところ：」とありますが、

① 郵送し、交付しようとしたとはどのような事実を指すのか?
② これらは私にどのようにして通知されたのか?

私にとっては、昭和四十六年一月〇日徳島中郵へへ私Vが差し出されたらしい、あるいは差し出したのかもしれない、同年一月〇日へ私Vが私のへ存在Vしてそうなどころを訪ねたのかもしれない、という推定の域を出ません。いずれもへ私Vでできる状態でないことは明白です。

6 一枚目上から七行目「交付」と上から九行目「手交しようとした」は同じ内容、あるいは質、あるいは事柄、あるいは状況、あるいは：へ私Vを指すのでしろうか? まったく分りません。

7 一枚目上から七行目「交付」、九行目「手交しようとした」、一行目「その旨を：通知済み」という三者は同じ内容、あるいは質、あるいは事柄、あるいは状況、あるいは：へ私Vを指すのでしろうか? まったく分りません。

8 一枚目上から十行目「…その後は：」とありますが、その後とは何の後なのか、具体的に示して下さい。

9 一枚目上から一行目「…手交できる状態：」とはどのような

状態を指すのか、くわしく、ご説明下さい。

10 一枚目上から一行目「…通知済み：」とは、どのようにして、何を通知したのか、事実を明らかにする物的証拠を示して下さい。

11 二枚目、上から一行目「…については：」の文法上の働き機能について説明して下さい。この文章が奇怪であるのは大部分この「…については」に由来していると判断されます。

12 二枚目、上から三行目「…人事院規則13-1第5条の規定により行なう：」とありますが、同規定では必ずしも処分説明書の添付を義務づけておりません。すでに一月二五日付で説明した通りへ私Vされぬ場合は付けることができないうのを認めていいのです。同規則の解釈を示して下さい。

13 同文中で用いているへ私V、へ私Vというへ私Vについてくわしくその概念、質、事柄、具体的実体性、関係性、その他属性について御教示下さるようお願いいたします。

以上、13項目にわたって至急御回答をお送り下さい。

なお、前記1、2の2点についてはただちに着手されるよう要請します。そのことが私の徳大当局からの奇怪きわまるへ私Vの実体態をあきらかにすることになるからです。そしてこれらは、早くも実質審議に入っているわけですから、処分説明書はあってもなくても次の段階に進行できる限り進行していきたいと考えます。反論書の用意がありますので早く大学側へ私V者側の意見書なり答弁書なりを送って下さい。そうしないと私が反論書を先に送るといふ転倒関係が生まれるではありませんか。

徳島市南蔵本町2-9-5 加藤方

山本光代

公平1543

昭和四七年七月一三日

山本光代殿

人事院事務局公平局首席審理官 ㊦

審査請求について(通知)

人事院は、あなたの昭和四六年一月一六日付審査請求につき、昭和四七年五月八日付公平1278により再度にわたる不備補正を命じたところ、あなたから五月二七日付の書面の提出をうけましたが、その記載内容は当院の要求の趣旨にそったものとは認めがたいばかりでなく、かえって当院の調査結果は事実を反するという趣旨の記載がなされております。

ついでには、処分発令日である昭和四六年一月一日以降における大学側のあなたに対する処分説明書の取扱いおよびこれらに対しあなたのとった措置をできるだけ詳細に記載のうえ、処分説明書の写しを提出できない理由を疎明する書面(記名・押印のこと。)を、きたる八月十日までに提出して下さい。

なお、上記書面の提出が期限までになされない場合には、人事院規則13-1第6条により却下されることがあります。

以上

人事院公平局首席審理官殿

昭和四七年八月九日

徳島市南蔵本町2-19-15

山本光代

I 暑中御見舞申し上げます。お互い日本の長い暑い夏ではありません。さて、霞ヶ関からのお手紙、公平543(S四七・七・一三付)を受け取りました。

徳島大学が、国公法八九条を乗っ取って懲戒処分を偽装した処分を私に加えたことから、私がS四六・一二・一五審査請求して以来、三度目のお便りでした。この間審査請求以来、なんと八カ月がたっているではありませんか！

この度は前2回(S四七・一・一九日付及びS四七・五・八日付)のように「無い物(処分説明書)を出せ」という無理を引っこめて、「何故、無いのか?」の道理を問うものであったことは、八カ月に公平局の首席さんが登場して、やや進歩した(??)と言えるかどうか?まずは求釈明させて載きます。

II 求釈明

① 現在私が処分の理由を知らされぬままに処分を加えられていること経過を疎明する書面を提出すれば、人事院はただちに実質審理に入るのか? すでに何回も徳島大学が処分説明書をへ交付Vしないことを述べてきたのに、何故今更、それを疎明する必要があるのか? 以上2点について釈明して下さい。

② 「何故無いのか?」に関して、私はすでに以下のように、再三述べ

べてきました。

- ① S四六・一二・一五付審査請求書の添付資料として、S四七・一一・一以降本部人事課が送って寄越した手紙を添付して大学側のへ交付Vがなかったことを示した。
- ② S四七・一・一九付人事院からの不備補正命令(処分説明書を出せ!)に対して、S四七・一・二五付の私から事務総長さんへのお手紙で、S四六・一一・一以降私と大学側のへ交付Vとへ受領Vをめぐる怪談について詳しくのべた。
- ③ S四七・四・三〇付私から人事院総裁さんへの「人事院の行政不作為」の指摘と共に、「無いものは無い」ことを述べた。S四七・五・八付人事院からの不備補正命令(処分説明書を出せ!)に対して、S四七・五・二七付の私から総裁さんへのお手紙で「ないもの」を「有らしめる」と言うなら、大学側に交付するよう及びS四六・一一・四の偽装へ交付V日を撤回するよう要請した。

以上のように私は「何故無いのか?」の理由とは、「徳島大学がソレをへ交付Vしないからである」ことをクドイほど示してきたのに、この八カ月間人事院は私を「持たざる者」であるとは認めませんでした。

私はここで、人事院は、上記の私から人事院への文書①②③をどのように取扱い措置したのか? 何故八カ月も審理の実質段階に入らずに不作為を続けたのか、その理由、及びそれを疎明する書面を要求します。

以上、①②に関して、来る八月一七日までに記名、押印の上審査請求者山本光代までお送り下さい。

III 私が徳島大学から評議会での陳述の機会も与えられず、参考人の陳述の機会も与えられず、処分の理由もわからぬまま、処分を加えられてその処分中に、私が被処分者である故に、私が保証人をしていて大学院生の在籍延長が不許可になるといふ、処分の連鎖反応を受けている中で人事院から「処分説明書の写しを提出できない理由を疎明せよ。」と言われれば、この徳島大学という崩壊の疾走する状況そのものが、疎明資料なのであります。私から書面などお取りにならなくても、一度徳島大学に來られて、美々しく新建築の増設されていくキャンパスの内部で、死臭が充満しているのを嗅げば納得されることと思えます。「秩序」だの「法」だのと口走っていて当局者たちが実際に關心を持っているのは「法」でも「道徳」でも「規範」でもなく、とにかく「支配を貫徹」するための道具としてのそれらでしかありません。現に「国公法」に「被処分者は陳述の機会を与えられる」、「処分者は処分説明書を交付しなければならぬ」とあったとしても、彼らは国公法を乗っ取ることはしても法に乗っ取ることは致しません。もともと「法」がその程度の關心しか払わないことは、「憲法」と「自衛隊」の矛盾にはじまり、欠席裁判々決、公安事件被告の長期勾留、教えればきりがありません。私が言いたいのは「人事院さん、徳島大学は違法ぐらい平気でやりますよ。そういう事態を直視なさい。このような状況に至ってきた歴史性というものを持っておいて、処分説明書一枚の有無をめぐって被処分者よ、人事院はあなたの審査請求を却下する、などと恫喝するのはまさに、なぜ私が処分説明書を持たないのか?」の疎明資料に人事院みずからなるだけです。」と言うことです。

以下、「何故、私は処分理由のわからぬまま、処分を加えられているのか?」に関して、S四七・一一・四からの大学側と私の平行にして且交

わるハ出会いVについてのべます。

S四六年一月四日

(大学側) 路上で、人事課職員が処分説明書が徳島中央郵便局に
ハ存在Vすることを口頭で語った。

(私) 郵政省支配下にハ存在Vする処分説明書の内容を、私
が実際に了知することができないからと言って、陳述
権を剝奪された被処分者がパス(またはタクシー)に
乗ってソレをとりに行く義務はない。そんな金とヒマ
がないことを日本国のいかなる法規も私の責めに帰す
とはしない。ましてや、私の処分を不当と直感する人
民の心は、その金とヒマを別のことに使うよう私に要
求してやまない。

S四六年二月二日

(大学側) 人事課(本部庁舎内)に処分説明書を保管してあるこ
とを通知して来た。(これはすでにS四六・一二・一
五付審査請求書に添付した。)

(私) 徳島中郵に、本当のところハ存在Vしていたのか、い
なかったのか、たしかめようもない私は、今また「本
部にあります」と言われて本人が実際に了知できる状
態が変更してしまつたらしいので、「ハテ、ハ交付V
とはブルジョア法でなんと定義するや?」と首をひね
った。

S四六年二月四日

(私) 混乱する状況を明きらけくするために、私は北村義男
あて「ハ私Vのハ処分説明書Vの受領について」を送

つた。(写しを参考のため同封します。)

S四六年二月一六日

(大学側) 処分説明書を受領するため、私の押印ある委任状をもつた
ハ私V及び私が大学本部に指定の時間に行くと、本部庁舎
は内部から封鎖(これを俗にロックアウトという)して、
教職員の全学動員、及び徳島県警員によつて守られていた。
学長名で立入禁止令がでていた(人事課は建物の内部にあ
るのであって、前庭にはないことを申し加えておく、念の
ため)植松喜弘人事課長との押問答のあげく「ハ受領Vは
すでに一月四日にさせた。」という理由で処分説明書の
ハ交付Vは拒否され、人事課職員が建物のどこかへ持ち去
つたらしい。もっともその時植松がチラつかせていたソレ
が本物かどうかも分らなかつた。植松も確認したとろり
中郵にハ存在Vしたと主張される封書はすでに何者かによ
つて開封されたあとだった。

(私) 建造物不法侵入でパクらせようとの大学側の陰険なワナか
ら危くのがれたが、遂に処分説明書とまみえることはな
かつた。(当日のテープ記録の提出用意があります。)

以上が私と大学側の平行にして且交わる活劇であります。

◆結論◆

① 私が現在人事院に処分説明書を提出できない理由は?

答: 大学側がハ交付Vしないので、私は所持しないのだ。持たざる者
が、無い物を提出する忍術は使えない。

② 大学側が交付しないことを疎明する資料とは?

答: 一九六九年徳島大学個別学園闘争以来のすべての状況、及び
私の処分から生まれてきた、医学部大学院生除籍問題とそれ
をめぐる状況。

以上

資料6

公平1755

昭和四七年九月一九日

山本 光代殿

人事院事務総局 印

審査請求の却下について(通知)

あなたの昭和四六年二月一日付審査請求について、別紙のと
おり決定したので通知します。

以上

昭和四七年九月一八日

審査請求の却下について

人事院は、徳島大学医学部勤務文部教官山本光代が、昭和四六年
二月一日付で提出した昭和四六年一月一日付懲戒停職処分
に対する審査請求を、下記の理由により、人事院規則13-1(不利益
処分についての不服申立て)第6条の規定に基き却下する。

記

本件審査請求については、審査請求書に処分説明書の写しが添付
されてなかつたので、当院は、請求者に対して、昭和四七年一月一

九日付公平125および同年五月八日付公平1278をもって、二度にわたり
処分説明書の写しを提出すべきこと等を内容とする補正を命じたが、
請求者は処分説明書の交付を受けておらず、補正は不可能であるとして
上記いずれの補正命令にも応じなかつた。
しかして、当局が調査したところによれば、請求者に処分説明書の写
しを提出できない特段の事情が認められないばかりでなく、かえって、
請求者は、昭和四六年一月一日以降、処分説明書を受領しうる状態に
あるにもかかわらず、これを受領しようとはせず、同年二月一
六日、徳島大学人事課長から処分説明書の写しを受領した事実が認めら
れるので、請求者に処分説明書の写しを提出する意志があれば、容易に
これを提出できたものと認められる。
したがって、当院は、請求者がなんら正当な理由がなく、上記補正命
令に従わなかつたものと認めざるを得ない。

以上

資料8

訴状

徳島市南蔵本町二丁目九の五 加藤方

原告 山本 光代

東京都千代田区霞ヶ関二丁目一の二

被告 人事院

右代表者総裁 佐藤 定夫

徳島市新蔵町二丁目六

被告 徳島大学長北村義男

審査請求却下処分取消停職処分取消賃金支払請求訴訟

申請の趣旨

- 1 被告人事院が原告に対し昭和四七年九月十九日付で為した懲戒停職処分に対する審査請求を却下するとの処分はこれを取消す。
- 2 被告徳島大学長北村義男が原告に対して為した昭和四六年一月四日付六カ月間の懲戒停職処分はこれを取消す。
- 3 被告国は原告に対し金六万七千七百七十五円およびこれに対する昭和四七年五月五日より支払済まで年五分の割合による金額を支払え。
- 4 訴訟費用は被告等の負担とする。

請求の原因

第一、原告について

原告は四二年四月一日以来徳島大学医学部に文部教官助手として勤務しているものである。

第二、行政処分の存在

一、原告は被告人事院に対し昭和四六年一月一日後記被告徳島大学長の原告に対する昭和四六年一月四日付懲戒停職六カ月の処分に対する審査請求の申立てを為した。

ところが、被告人事院は昭和四七年九月十九日になって（申立期日より九カ月と四日目に）右審査請求を人事院規則一三一一第六条の規定に基づき却下するとの処分を為した。

二、被告徳島大学長は、原告に対し昭和四六年一月一日以後懲

戒停職六カ月なる処分を為したと学内掲示や大学広報に発表を為し、昭和四六年一月四日より同四七年五月四日までの原告に支払うべき給料、諸手当、期末勤勉手当等の支払いをしなかった。

第三、右処分の違法性

(一) 前記被告人事院の却下処分は違法である。

すなわち、原告は前記被告徳島大学長の六カ月懲戒処分なるものについて、その処分説明書の交付を再三同被告に対し請求するにもかかわらず同被告はその交付をしなかったので原告は処分説明書を受領していない。

したがって、原告は被告人事院に対する審査請求にあたって処分説明書の入写しを付けることが不可能であった。これは人事院規則一三一一第二条第二項ただし書きに該当する場合である。

しかるに被告人事院はこの点を事実誤認し、審査請求書に処分説明書の入写しを添付されないことを理由に却下したものであるから違法であることは明らかである。

(二) 被告徳島大学長の前記六カ月間の懲戒停職処分たるものが真実為されたものか否か不明である。ただそのような学内掲示や徳大広報によるうわさがばらまかれていたのである。真実はそのような処分は全て存在しなかつたものと思われる。従って六カ月の給与支払いは懲戒処分を偽装した、原告の給与無断搾取であるかもしれず、いやしくも国立大学長たる者がその職員の給与を理由不明のまま強奪するなどは許すべからざるものである。のみならずこの六カ月間原告の勤務をさまざまに妨害するなど極めて悪質な不当行為を原告に加えた。

しかし、もしかりにそのような処分が存在しとしても、

その審査過程においては教育公務員特例法第九条第二項、第五条第三項の規定による陳述は為されていないし、国家公務員法第八十九条第一項による処分説明書の交付も為されていない。これは重大な手続き上の瑕疵であるから、この点からだけでも右処分の違法は免れがたい。さらには、噂であげられている懲戒処分の理由となつた行為についてもまったくの事実誤認かあるいは悪意による中傷であつて原告は懲戒されるべきような行為はいつさいない。

(三) 原告は昭和四二年徳島大学に勤務以来今日まで一貫して、国家公務員として、教師として、研究者として、科学者として……として人間にふさわしくあつた。就中、一九六八、一九六九年全国学園闘争がおこる中で多くの学生・教職員が提起し暴き出した学問・研究・科学・医療・教育……について、問題点を大学と全世界との内的・外的関係性として捉えはじめに考え続けてきたし続けている。大学は全世界を胎んでいる。世界的規模の矛盾・対立・分裂・疎外……は大学の中においてもまた必然であるが、その中に新しい統一の動きを汲みとり、止揚していく努力を実践的に試みるのが教育者としての原告の役割であり、それを果し続けてきた。

しかるに、大学当局はこれらの関係性に対して何を回答し得たか？原告が徳島大学において受けたものは、不当差別、不利益行為、賃金カットから暴行（医学部教授大黒成夫による首しめ事件や医学部教授等による日常的暴行）にまで至るものである。殊に被告北村義男が大学長に就任以来、大学の本質を造営物の関係としていく強い傾向が生れ人間を物と化していく管理体制の中で、右の問題をはじめ、大学内に起る諸問題に対する疑問、抗議、釈明請求……は一切回答を拒否され沈黙の暗黒に葬られてしまい、悪無限的に処分が繰返え

されてきている。こうした暗黒の底をぬく大学の現在の状況の中で登場してきた原告への処分が偽装であれベテンであれ、（いかなる法的根拠に基くものか、処分説明書不在のため不明であるが）日本国憲法はじめ教育基本法、教育公務員特例法、国家公務員法……は法ありとあらゆる日本の現行法規をもって、それで足りなかつたら人類がいまだ産むことのなかつた諸法規をもつて照し合わせても違法であることは明白である。

(四) 原告は被告国から毎月給料七万五千円の支給を受け、且毎年末および毎年三月に各期末勤勉手当を受けていたが昭和四六年一月四日より同四七年五月四日までの給料その他の支給はなかつた。

(五) 右の次第であつて被告等の各処分はいずれも違法であるから取消は免れないものである。よつて原告は右処分の取消と右停職処分中止は免れなかつた給料・諸手当の合計金六万七千七百七十五円およびこれに対する最終支払日後である昭和四七年五月四日の翌日から支払済まで年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めらるものである。

昭和四七年一月一三日

右原告 山本 光代

徳島地方裁判所御中

(1ページより)

裁判」をあなたがたは強行することになるわけですが)。したがって、もし「処分」があなたがたの意図するところではないのならば、そのことも公式に明らかにされるべきでありましょう。

わたしたちの問いは以上で尽きるものではありませんが、とりあえず、上記の二点にかんして、あなたがたが公然と見解を表明され、共同の論議を一步先に進められることを、心からわたしたちは要望いたします。

最後に、勝手ながら、ご返答は十二月二日正午までにいただけますよう、緊急のご配慮をお願いしたく思います。

一九七二年一月二二日

大学を告発する・京都大学全学教官連合

京都大学経済学部長 菱山 泉様

京都大学経済学部教官協議会御中

(付注) この質問書への経済学部長の返答は、教官協議会で検討して「回答できない」ことを決めた、というものだった。全学教官連合はその後、二度の公開集会をひらいて、問題の追求を続けようとしている。